

英仏植民地主義及び日本の南進政策と タイの領域主権国家化¹

The Western and Japanese Pressure on State Formation of Thailand

高橋正樹*

要旨

西欧植民地主義勢力は周辺国の植民地化がコスト高だと判断した場合、その主権国家化を支援した。ただし、そのような国家形成は、植民地化された国と同様にその周辺国の国家と社会との亀裂を内在化させた。タイの国家形成史はまさにこのケースに当てはまる。タイは、19世紀中期から20世紀初頭まで、英仏がバンコク王朝の宗主権を侵食しつつビルマ、マレー、インドシナを植民地化し、他方でバンコク王朝はその結果、領域主権国家としての境界を画定していった。その結果、タイ国家はとくにイギリスの支援を受けながら主権国家としての国家機構を構築した。この過程で他の政治勢力に対して圧倒的な力をもつ国家エリートがバンコクを中心に構築される一方で、地方エリート勢力は解体され、また地方エリートと民衆の関係が解体していった。さらに、1930年代から40年代にかけて、新興の国家官僚層は、英仏植民地主義体制が不安定化すると、南進政策をとる日本に接近し、領域主権国家としての強化を試みた。

キーワード：タイ・日本・イギリス・フランス・国家形成・植民地主義・南進

はじめに

本論の目的は、19世紀中期から20世紀中期までのタイ²と英仏及び日本の関係を考察することで、タイが植民地化されなかったにもかかわらず、植民地化された諸国と同じような国家構造をもった歴史過程を分析することである。

タイは2001年のタクシン政権の誕生以来、全国の大衆が政治に参加するようになり、その結果、大衆の政治参加に反発を強めるバンコクのエリートと中間層の抵抗を受け、選挙を拒否するデモとクーデタが続き、権威主義的傾向を強めている。この政治的混乱と権威主義の原因はタクシン個人にではなく、そもそもタイ国家形成の過程において構築された政治経済構造にある。先行研究において、国家形成の歴史と今日の政治体制との関係を結びつけた研究はほとんどない。その最大の理由は、2000年代まで、タイの中央政府に関わる政治は主にバンコクで展開されていたからである。それまで、バンコクでの権力闘争に注目していれば、タイの政治体制を説明するためには十分であるとみなされていた。しかし、タクシン時代を経て、全国の大衆が政治的に覚醒

* TAKAHASHI Masaki [国際文化学科]

¹ 本論は新潟国際情報大学の共同研究（區建英代表）の研究成果の一部である。

² タイの呼称はタイに統一する。タイの国名が変更されたのは1939年であるが、とくに断りがない場合、それ以前に関してもタイという国名を使用する。

し政治に参加すると、様々な社会的な亀裂が政治に反映されるようになったのである。タイの権威主義体制の歴史的原因は、タイ国家形成の過程で、バンコクとその他の地域に異質で不平等な政治経済関係が形成されたからである。国内社会に深刻な亀裂がある場合、民主主義が定着するのは容易ではない。

結論を先取りして言えば、タイが他の植民地支配を経験した途上国と同様の異質で不平等な国家構造をもった歴史的背景は、イギリスによってタイ経済が植民地主義的な国際経済に統合され、バンコク王朝が主権国家化されたことである。19世紀中期以降、英仏はタイを互いに植民地化することではなく、主権国家として容認し、それを支援する政策をとった。具体的には、英仏はバンコク王朝が宗主権を主張していたラオスやカンボジアやマレーの朝貢国を植民地化する一方で、残された地域をバンコク権力層が領域主権国家として支配することを容認しこれを支援した。すなわち、タイはバンコク権力層を権力核として、英仏の支援の下に中央集権的な行政制度を構築し、領域主権国家を形成した。他方、タイは経済的にはコム輸出などにより植民地体制に組み込まれ、バンコクと輸出品を生産する地域は、領域内の他地域との関係よりは「国際」的な経済的ネットワークにその存続と発展を依存するようになった。さらに、その住人は王族と貴族といった伝統的な政治経済勢力と華人移民を中心とした商人や労働者であった。

1930年代になるとタイ国家は政治権力が、王族から近代化の結果誕生した国家官僚層に移っていった。この新興勢力は自らの権力の正当性をナショナリズムに求めるようになっていった。その新興勢力が直面した国際的な危機は、日本と西欧諸国との間の東アジアの覇権をめぐる闘争であった。タイの新興勢力は東南アジアの植民地体制の不安定化を自己の権力強化の政治的機会ととらえ、仏領インドシナに対する「失地回復運動」を展開し、その結果、日本に接近した。その過程で、タイはナショナリズムと日本の南進を利用することで、軍部を中心とする国家権力構造を構築していった。

以下、まず、第1節では、植民地主義時代の非西欧諸国は西欧の支援という外在要因により主権国家化する場合があることを指摘し、さらにそのような国家形成が、国家と社会との亀裂を内在化させることを述べる。第2節では、19世紀中期から20世紀初頭までの英仏植民地主義勢力とバンコク王朝の関係を考察し、英仏がバンコク王朝の宗主権を侵食しつつビルマ、マレー、インドシナを植民地化し、他方でバンコク王朝はその結果、領域主権国家としての境界を画定していったことを明らかにする。第3節では、その結果、タイ国家はとくにイギリスの支援を受けながら主権国家としての国家機構を構築したことを述べる。さらに、この過程で他の政治勢力に対して圧倒的な力をもつ国家エリートがバンコクを中心に構築される一方で、地方エリート勢力は解体され、また地方エリートと民衆の関係が解体していったことを指摘する。第4節では、1930年代から40年代にかけての変化として、新興の国家官僚層と旧来の王族との権力闘争が顕在化し、優位に立った国家官僚層が、英仏植民地主義体制の不安定化すると南進政策をとる日本に接近し、領域主権国家としての強化を試みたことを明らかにする。

1 植民地主義と周辺国の主権国家化

西欧の植民地主義勢力は植民地にした場合の様々なコストを考え、周辺地域に対し、植民地化、属国化、主権国家化のいずれかの対応をとった。植民地化のコストが高い場合、周辺地域の主権国家化を促しライバル勢力による植民地化を防ぐ。このような外部勢力の圧力と支援による主権国家化は国内に異質で不平等な構造を内包することになる。

1-1 外部の介入による主権国家化

国家形成論はティリー等によって議論が深められ、戦争だけにとどまらず、国際経済や国内の農民運動や反政府闘争、あるいはエリート政治などと、多角的な要因による国家形成論が展開されている³。西欧の国家を想定したそれらの多くの研究に対し、途上国の国家形成に関して、植民地化を免れた周辺地域の主権国家化の説明は、外からの介入による主権国家化という因果関係で説明できる⁴。

1945年以前、西欧諸国以外のアジア、アフリカ地域では、そのほとんどは植民地化され主権国家化の道を歩むことはできなかった。そのなかで、なぜ、タイだけが植民地化を免れたのか。あるいはなぜタイだけが戦前、主権国家化することができたのか。チョン (Ja Ian Chong) は外国が特定の権力集団を継続的に広範に支援することで周辺の弱小国の主権国家化を促進することができ、逆に、有力な外国勢力がその弱小国 (weak polities)⁵ の支援をしないと主権国家化することは困難だったと主張する⁶。それによれば、弱小国の国家形成の要因を外国の関与に求めることによって、土着政治集団、国内諸制度、国外アクター、国際的なシステムの圧力の間の相互作用に対する体系的考察が可能になる。ここでは以下の点に注目する。

第一に、どのような条件下で植民地主義勢力は弱小国を植民地化し、どのような条件下で植民地化の代わりにその主権国家化を支援するのであろうか。チョンはその違いを介入の機会コストという概念にとって説明する。それによれば、諸外部アクターがともに、当該弱小国への介入のコストを高いと判断し、ライバルによる支配という最悪の脅威に代る次善の選択をする場合、弱小国の主権国家化を促進させる。すなわち、もし、外部勢力は弱小国の独立を尊重するという政策をとらなければ、ライバルに対する完全な接近拒否 (complete access denial) を実現するために植民地化するか、植民化する代わりにその弱小国への接近を制限できるような土着パートナーを探し属国化する。「要するに、国内政治に対する外国勢力の介入の様々なパターンは、介入するアクターが予想するコストの相違をともなっており、弱小国の様々な国家形態の発展をもたらすと考える」⁷。周辺国を狙う大国間関係を独立変数 (原因) とし、周辺国への介入の機会コストの大小を媒介変数とする。その従属変数 (結果) は、植民地化、属国化、主権国家化と分かれてくる。大国はライバルとの激しい対立が予想されコストが高いと判断すると直接介入は避け、ライバルが支配しないように主権国家化を支援する。このように、外部勢力の対応の仕方で弱小国の国家形態は異なってくる。

第二に、国家の強化や自律性の強化のための外部からの支援は、政治的、軍事的、経済的支援がある。この支援がある土着勢力に対し国内のライバル勢力を打倒するためのものであれば、この支援は国家の強化をもたらすための外部支援ということができる。外部からの支援が、その土

³ Tuong Vu, 2010, "Studying the State Through State Formation," *World Politics*, vol. 62, no.1, pp. 152-153; Ja Ian Chong, 2010, "How External Intervention Made the Sovereign State," *Security Studies*, vol. 19, pp. 630-633; Ja Ian Chong, 2012, *External Intervention and the Politics of State Formation: China, Indonesia, and Thailand, 1893-1952*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 36-43.

⁴ これは国際的な環境が国内政治に影響を与えるという、Gourevitchのいわゆる「逆の第二イメージ」アプローチの系譜にあたる。Peter Gourevitch, 1978, "The Second Image Reserved: The International Sources of Domestic Politics," *International Organization*, vol. 32, no. 4.

⁵ チョンは弱小国を、それがたとえ、法的な国内的、国際的な承認を得得ても統治と政治的権威が十分制度化されていない不安定な国家と定義づけている (Chong 2010, op.cit., p. 624).

⁶ Chong, 2010, op.cit., p. 624.

⁷ Ibid.

着勢力を圧倒してしまうものでない場合、それは対外的自律性への共通の支援であるといえる。この両方の条件が揃った場合、主権国家のための集成的な外部支援といえる。

第三に、周辺国側の要因として、制度化の程度が低く、政治的に不安定な弱小国は、資本と強制力 (capital and coercion) の集中と蓄積は困難である。これはナショナリズムと民族自決の意識が高くても同じである。そのような国家は国内から大規模に資源を調達することは困難であるから、外部の豊かで強力なパートナーからの支援はとりわけ有効である。また、国内でライバル同士の対立がある場合、外部の条件が不利であっても国内でのライバルとの闘争に勝つためにそれを受け入れる傾向がある⁸。

1-2 国家と社会の関係

主権国家化に関心を集中させるチョンは十分に議論を展開していないが、外部の介入に依存する主権国家化は国内社会に異質で不平等な構造を形成することになる。国家形成論の重要なテーマのひとつに、国家と社会の関係性として位置づけられる民主主義と権威主義の歴史的な起源及び形成過程の研究がある。一言でいうならば、国家形成論の民主主義論とは、社会から諸資源調達を求める支配層が社会と交渉 (bargaining) する結果として代議制度が誕生するという議論である。換言すれば、これは、西欧では国家が社会に介入すると社会が抵抗し、両者の交渉が始まり、その結果、民主主義体制が構築されるという民主主義論である。この議論には、社会に国家権力と対等に交渉できる諸集団が存在するという前提がある。しかし、この前提は西欧には当てはまっても、かつての植民地であった諸国には当てはまらない。かつての植民地には、西欧での歴史的経験を前提とするティリーによって想定されていない極端に非対称的な社会構造がある。植民地の役人は住民に保護を与えるどころか、略奪するものがなくなれば去っていった。植民地国家がつくったものは、代表制度ではなく抑圧制度であった。軍隊や警察制度が植民地支配の過程でつくられ、独立後もこれらの機関が国家機構の中心となり支配層を形成していった。国内のこれらの国家機構に対抗する社会集団は形成されず、社会は分裂状態であるため、国家と交渉することはできず、それゆえ国家は社会に対して略奪的、抑圧的であり得るのである⁹。

また、タイの例を見るならば、今日の政治体制を決定する歴史的条件にとって、かつて植民地であったかどうかは関係ないことになる。今日権威主義体制をとる諸国に共通の特徴は、西欧のように国家形成の要因を国内からの資源調達の必要に求めるのではなく¹⁰、外部に求めるのである。国家が外の支援で構築されると国家と社会が異質で不平等な関係になる。

次章以降は、タイの国家形成史を具体的に考察することで、タイの国家形成が植民地勢力の圧力と支援の下に推進され、国家と社会に亀裂を形成したことを明らかにする。

2 英仏植民地主義の圧力とタイの主権国家化

19世紀後半に入ると、バンコク王朝はイギリスとフランスをはじめとする植民地主義勢力の圧力を直接受けるようになった。しかし、英仏ともにタイの植民地化を断念し、その主権国家化を支援することとなった。

⁸ Chong, 2010, op.cit., pp. 626-627.

⁹ Vu, 2010, op.cit., pp. 159-164.

¹⁰ 実はティリー等は軽視しているが、西欧諸国の国家形成において植民地からの資源調達が重要な要因である。

2-1 ポーリング条約とバンコク王朝圏¹¹の崩壊

イギリスは、バンコク王朝に「自由交易」を認めさせる「ポーリング条約」を1855年に締結した。その結果、交易がイギリス商人に支配されると同時に、バンコク王朝に対して、地方での自由かつ安全な交易活動を保障することを求めた。

第一に、ポーリング条約は交易に関するバンコク王朝の独占権を否定した。ポーリング条約以前、バンコク王朝は、王の独占権であるとみなされた徴税権、独占事業権、交易権を華人系商人等に請け負わす形で経済支配を維持していた。それはまず、イギリス商人がそれまで負わされた不利な条件の撤回を求めた。第8条において、バンコク王朝への輸出に関する不利な条件が廃止された。すなわち、バーネイ条約のもとで課せられていたイギリス商船に対する従量税が廃止された。さらに、イギリス商船からの輸入税は全て一律3パーセントに抑えられた。つぎに、バンコク王朝のイギリスへの輸出に対しては、それが内国税、通過税、輸出税のいずれの名目であろうと、そのうちの一種の税を支払うのみとされた。これによって、それまでイギリス商人が被っていた税制上の不利な条件はなくなった。さらに同じ第8条において、イギリス商人は直接生産者から輸出用の物産を購入できること、そしてイギリス商船はタイ人、もしくは華人の商船に与えられた特権を同じく得ることができることが規定された¹²。この2点はまさにバンコク王朝の政治的支配による交易活動を否定するものであった。これにより、交易権はバンコク王朝の手から離れ、独占交易体制の存立基盤は失われた。

第二に、バンコク王朝の経済は植民地体制に組み込まれていった。独占交易体制を否定されたバンコク王朝の支配層は新たな構造を徐々に形成することになるが、その方向はポーリング条約の条項のなかに準備されていた。すなわち、米の輸出を求められたこと、アヘンの輸入販売の独占がみとめられたことである。イングラムによれば、1850年には米輸出はその全生産量のわずか5パーセントを輸出するのみであったが、1907年には50パーセントに増加した。この時期、米は輸出品として生産されるようになったのである。その輸出量はポーリング条約締結以後、19世紀末までにおよそ10倍に増加している¹³。この米輸出の増加は、当時の植民地主義勢力が新たに世界資本主義経済に参入したタイに求めたものである。とくにタイは植民地経済のもとで、砂糖、錫、マニラ麻等の生産に特化された他の東南アジア地域に対する食糧供給地としての機能を求められた¹⁴。その結果、19世紀後半から、チャオプラヤー・デルタでは王族、貴族、華人商人による新田開拓が急速に進む。一方、アヘンの輸入販売の独占が例外的に認められたことによって、王室財政はそこからの税収入に大きく依存することになる。独占交易からの収入を失った王室財政は19世紀後半を通じて、アヘン、酒、賭博富籤の独占権請負による収入からその半分を得ていた。そして、その独占権を請け負っていたのは依然として華人であった。さらに、アヘン、酒、賭博富籤はいずれも主として華人労働者が消費するものであった¹⁵。このように、バンコクエリート層の経済基盤は世界経済と華人移民に依存するようになった。

¹¹ バンコク王朝圏とは、バンコク王朝が周辺地域の政治権力者と構築した人格的主従関係をいう。領土主権国家形成以前の伝統的な政治秩序をこの概念によって表現する。

¹² Parry, Clive ed., *The Consolidated Treaty Series, Vol. 113, 1855*, New York: Oceana Publications, pp. 83-92.

¹³ James C. Ingram, 1971, *Economic Change in Thailand 1850-1970*, California: Stanford University Press, pp. 37-41.

¹⁴ チャテップ・ナートスパー、1987年(野中耕一・末広昭訳)『タイ村落経済史』井村文化事業社、58頁。

¹⁵ スキナー、ウィリアム、1981年(山本一訳)『東南アジアの華僑社会』東洋書店、84-85頁。

第三に、ポーリング条約により、タイの交易ルートはバンコク王朝の支配から離れることになった。ポーリング条約では、イギリス商人のバンコク王朝圏内の自由な商業活動が認められ、同時にイギリス商人及びイギリス人と同様の権利を認められた者（イギリス臣民、British Subject）に対して、イギリス領事の責任の下に治外法権が認められた。まず、第1条において、全てのイギリス臣民はバンコク王朝政府から、バンコク王朝圏内での居住、交易活動の自由、安全、便宜が与えられると規定された。第2条では、バンコクにイギリス領事が置かれ、イギリス臣民とタイ臣民との間のいかなる紛争も、当該タイ人役人との連絡のもとイギリス領事が決裁することが決められた。第4条では、イギリス臣民はバンコク王朝圏内の全ての港で自由に交易することが認められた¹⁶。これらの条項はイギリス商人のバンコク王朝圏内での自由な交易活動を保証することになった。マレー半島の交易ルートはバンコク王朝の独占交易によりバンコクに集約されることなく、直接シンガポールやマラッカ、ペナンに連結された。そして、その交易はイギリス商人に支配されることになった。

第四に、ポーリング条約に規定されたバンコク王朝によるイギリス商人の自由で安全な経済活動の保障は、バンコク王朝による周辺地域の中央集権化を求めた。この現実の政治秩序と条約が求めた政治秩序の相違からくる問題は、チーク材伐採のために多くのイギリス臣民が入り込んだランナーの朝貢国で多発した。イギリス商人によるチーク材伐採事業は、はじめビルマにおいて「ブリテッシュ・ボルネオ (British Borneo)」と「ボンベイ・ビルマ (Bombay Burmah)」のふたつのイギリスの会社によっておこなわれていた¹⁷。タイの中央集権化が進む前は、朝貢国の経済主権はその国主にあったので、チーク材は国主の固有の財産と見做されていた。イギリス商人はチーク材伐採の許可を求め、伐採料は国主、伐採料徴収人、チーク林所有者に三等分された¹⁸。ポーリング条約締結以後、特権を得たイギリス植民地下のビルマ人がイギリス商人の代理人としてランナーに多く入り込んだ。その結果、さまざまな問題が発生した。たとえば、1859年にモーン・チュアイ・カーンというイギリス植民地下のビルマ人がバンコクのイギリス領事、ロバート・チョムブルク (Robert Schombourgk) に、チェンマイ国主に対する訴えを起こした。その紛争はつぎのようなものであった。モーン・チュアイ・カーンはメーホーンソーン付近のチーク材伐採権を得て伐採をおこなっていた。しかし、のちに土地の少数民族であるカレン族の攻撃に合いモールメンに逃げ帰り、3年間伐採をおこなわなかった。その後、チェンマイに戻り同地域の伐採権をあと10年間取得することを申し出たが、チェンマイ国主はすでに他の商人に同地域の伐採権を売却していた。そこでモーン・チュアイ・カーンは損害賠償をイギリス領事に求めたのである¹⁹。

この事例から政治秩序に関して明らかになる問題がふたつある。ひとつはチェンマイ国主にチーク材伐採に対する権利が掌握されており、商人は国主の権利の「濫用」のもとに不安定な経済活動を強いられるということである。もうひとつはカレン族の攻撃に象徴されるように、経済

¹⁶ Parry, Clive, op.cit.

¹⁷ Sarawadi Ongsakun, Usani Thongchai, 1984, "Chiang Mai nai Adit (チェンマイ史)," Chiang Mai University of Chiang Mai, p.84.

¹⁸ Phornphun Chongvatana, 1974, "Karani Phiphat Rawang Chaonakhon Chiang Mai kab Khon nai Bangkhap Angkuri An Pen Het Hai Rataban Sayam Chat Kanpokkhong Monthon Phayaph (北西タイ統治強化を促したイギリス臣民とチェンマイ国主の係争問題)," M.A. Thesis, Chulalongkorn University, pp.51-52.

¹⁹ Ibid., pp.62-71.

活動に対する治安上の問題があるということである。これらの問題への対応として、前者はチェンマイに対するバンコク王朝の支配の強化を要求するものであり、後者はチェンマイのさらに周辺に位置するカレン族に対する支配の強化を求めることになる。このようにしてイギリスは「自由で安全な」経済活動を保障させるためにバンコク王朝による中央集権化を急がせた。

2-2 朝貢国の植民地化と軍事同盟圏の危機

英仏植民地主義勢力の大陸部東南アジアへの登場はビルマ、タイ、ベトナムをはじめ、大陸部東南アジアの国際政治秩序を急激に変化させていった。バンコク王朝の歴史的なライバルであったビルマは、1826年から1886年までの3回にわたるイギリスとの戦争で完全にイギリスの植民地となった。一方、タイの東側ではフランスがベトナム、カンボジア、ラーオの植民地化を進めていた。

とくに、このフランスの植民地主義政策は、バンコク王朝が朝貢国としてその宗主権を主張していたカンボジアとラーオを植民地化したことから、バンコク王朝圏の軍事同盟圏としての統合原理に対する重大な挑戦となった。1862年にメコン・デルタを支配して仏領コーチシナを成立させたフランスは、隣接するカンボジアの支配を目指した。カンボジアのノロドム王は1863年8月に、フランスの保護下に入ることに同意する条約を締結した。これに対して、バンコク王朝は抗議したが、フランスの回答は、バンコク王朝はカンボジアに対して何ら権利を有しておらず、カンボジアは独立国としてフランスと自由に条約を締結できるというものであった。これに不満をもったバンコク王朝は同年12月、カンボジアとの間に、バンコク王朝のカンボジアに対する宗主権を認めさせる密約を交わした。翌年、ノロドム王がカンボジア王の王権の象徴である神器を預かるバンコク王朝のもとで即位の儀式をおこなうと、フランスは王の留守の宮殿に三色旗を掲げ、さらにバンコクのフランス領事館に軍艦を派遣して圧力をかけた。結局、1867年にバンコク王朝はフランスと条約を締結し、カンボジアに対する宗主権を放棄しフランスのカンボジア支配を承認した²⁰。

さらに1885年にベトナムの植民地化が完了すると、フランスはただちにメコン河東岸のラーオ地域への支配に向かった。その名目はベトナムがもっていたラーオに対する宗主権を継承してその地域を「保護する」というものであった。ここでもバンコク王朝がその朝貢国に対してもつ宗主権が争点となった。このラーオの支配をめぐる両者の対立は「1893年のフランス・タイ危機」へと発展していく。

1889年にはフランスは公式にメコン河東岸支配の意志をバンコク王朝に伝えたが、バンコク王朝はこれを拒否している。その後、フランスはメコン河東岸の住民の歓心を買うために物品を配布したり、フランスの支配下に入るように説得して回ったりした。一方、バンコク王朝もフランスの影響が強まっている地区に対して免税措置をとったり、衣料の配布をおこない住民の離反を防ごうとしたりした²¹。しかし、1893年、フランスの本国政府は、ベトナムがかつてもっていたメコン河東岸に対する権益を継承するため、という名目で植民地化する決定を下した。同年、

²⁰ Suvit Thirasatwat ,1980, *Khwamsamphan Thai-Farangset Ro.So.112-126 Kan Sia Dindaen Fhangkha Maenam Khong* (西暦1893-1907年におけるタイ・フランス関係、メコン河右岸領土の喪失), Bangkok; Suksitsayam, pp.5-12.

²¹ Ibid.,pp.32-34.

3月以降、フランスは軍艦3隻をバンコクに停泊させてバンコク王朝に譲歩を迫った²²。バンコク王朝はイギリスがフランスを牽制することを期待したが、ほとんど介入しなかった。9月、フランスは軍艦によってチャオプラヤーを封鎖してバンコク王朝に最後通牒を突きつけた²³。この「フランスが信じがたい行動にでて、イギリスが期待した程の行動にでなかった」²⁴ことによって、結局、バンコク王朝は10月、フランスのメコン河東岸支配を認める条約を締結した。

2-3 タイの緩衝地帯化と領域の画定

フランスはタイ全土の植民地化を企てていたが、すでにタイに強い影響力をもっていたイギリスがその障害となっていた。イギリスにとって、そのタイでの経済権益を維持するとともに、ビルマとマレー半島の植民地支配を安定化するために、フランスのこれ以上の勢力拡大を阻止する必要があった。それゆえ、タイは対立する英仏の緩衝国として重要な役割をもつことになった²⁵。

1896年1月、イギリスとフランスは「1896年ロンドン宣言」によって、チャオプラヤー流域のタイを両国の緩衝国として独立を保障することを約束した。英仏がこの宣言によって保障したタイの領土はチャオプラヤー川流域のみであり、メコン川西岸（コーラート台地）とカンボジア寄りの東部、そしてマレー半島部は除かれていた。フランス本国の植民地主義派 (parti colonial) はタイの植民地化を主張していたが、この宣言によってその可能性は遠のいた。それゆえ、この宣言はバンコク王朝の独立にとって決定的に重要な意味をもった²⁶。しかし、タイの植民地化を諦めないフランスの植民地主義派は、英仏の1896年宣言は、チャオプラヤー川流域に対する一カ国だけの特権は認めないということであるから、この地域には英仏の共同主権が認められたのだと主張した。そして、1896年条約を拡大解釈し、タイ国内のインドシナ系や華人系さらにはタイ系住人にフランス保護民の資格を与え、タイの裁判権や徴税や徴兵などの行政権が及ばない住人を増やし、タイの政治経済や行政を混乱させた²⁷。

英仏によるバンコク王朝の植民地化の脅威は、1896年の両国による合意によって去ると、領域の画定とその領域内の中央集権化が英仏によって求められた。この合意ではイギリス支配下のビルマとフランス支配下のラオスの境界をメコン河とし、さらにチャオプラヤー水系のバンコク王朝の支配地域の独立が保障された。こうして、英仏植民地主義勢力の脅威に晒されて、バンコク王朝は旧来の分権的な地方政治秩序が機能しえなくなったことを痛感した。そのため、バンコク王朝はひとつには、植民地主義勢力の自由で安全な経済活動を保証するために、そしてもうひとつには、植民地化されないために王朝圏という分権的な政治秩序を中央集権的、かつ領域支配的な政治秩序に変革する方向に向かっていく。

このような統合の過程は、ブレイリイ (Brailey, Nigel J.) が指摘するように、他の東南アジア地域の領域主権国家化が、イギリス、フランス、オランダによって実施されるのに対して、タイ

²² Ibid., pp.54-55.

²³ Ibid., pp.65, 70.

²⁴ Wyatt, David K., 1984, *Thailand: A Short History*, Bangkok; Thai Watana Panich, p. 204.

²⁵ Hugh Toye, 1968, *Laos: Buffer State or Battleground*, London: Oxford University Press, pp. 31-43.

²⁶ Pierre Brocheux and Daniel Hémerly, 2009, (translated by Dill-Klein et al.), *Indochina: an ambiguous colonization, 1858-1954*, Berkeley: University of California Press, p. 66; Patrick Tuck, 1995, *The French Wolf and the Siamese Lamb: the French Threat to Siamese Independence 1858-1907*, Bangkok: White Lotus, pp. 99-102, 146-67, 169-70, 297.

²⁷ Tuck, *ibid.*, pp. 178-80.

の場合は土着権力、すなわち、バンコク王朝によって実施されるという特徴をもった²⁸。しかし、それはすでに明らかなように、西洋植民地主義勢力の要請に基づくものであったから、バンコク王朝は英仏の代理として、他の東南アジアにおける宗主国が植民地内に対してもつ同じ機能を統合過程においてもつようになったのである。

さらに、フランスとイギリスによる周辺地域の植民地化が進められ、その過程でタイの領域が画定していった。1904年6月のタイとフランスとの協定では、タイはルアンバラバーンのメコン川を挟んだ西岸、パクセの同じく西岸（チャムパーサク）、マノーブライ、トラート、ダーンサーイの領土をフランスに放棄した。その代わりにフランスはチャンタブリーからの撤兵を約束し、さらにフランス保護民をフランス司法権下の地域で出生したアジア系とその子のみに限定することが合意された²⁹。さらに、1907年3月、フランスは1904年の協定で獲得したトラート、ダーンサーイをタイに返還し、さらにアジア系保護民の領事裁判権をタイに返還することを条件に、カンボジアのバタンバン、シエムリアップ、シソポンをフランスに割譲する内容の協定をタイに締結させた³⁰。さらに、1909年、マレー四国はタイ国内のイギリスの治外法権の放棄と鉄道建設のための低金利融資と引き換えにイギリスに譲渡された³¹。これらにより、現在のタイの領域の原型が固まっていた。

3 チャクリー改革：タイの主権国家化

バンコク王朝のラーマ5世（チュラーロンコーン王）の主導の下に、タイは中央集権的な行政改革であるチャクリー改革をおこなった。

3-1 バンコク王朝の直面する危機

チャクリー改革の背景として、①バンコク王朝内部における王権の弱体化と貴族官僚の台頭、②英仏の圧力による王朝圏の解体、③身分制の解体と華人のクライアント化という、国家構造を大きく揺らがせる三つの変動がバンコク王朝を襲っていた。チャクリー改革が対応したのは、この三つの変動のうち、王権の低下と有力貴族官僚の台頭、及び英仏の圧力による王朝圏の危機の二つに対してであった。

チャクリー王家にとって、危機をどう認識していたかを明らかにすることで、チャクリー改革の目的が何であったかを知ることができる。第一の危機は、バンコク王朝内の統一が実現できていない事実にあった。1873年に摂政時代を終えても、チュラーロンコーン王と前摂政及びその影響下にあった「第二王」の間には権力闘争が続いていた。第二王派は、兵を動員してイギリスに支持を求めることさえおこなっていた。このような状態をみて、ある外国領事は王国を国王、第二王、前摂政で三分割したらどうかと提案するほどであった³²。しかし、このような内部分裂は植民地主義の介入を招く危険が高く、その危険を避けるためにも、王都権力層内部の統一を急ぐ必要があった。

²⁸ Nigel J. Brailey, 1968, "The Origins of the Siamese Forward Movement in Western Laos, 1850-92," Ph.D. dissertation, University of London, p.vii.

²⁹ "Convention and Protocol between France and Siam relative to Friendship and Boundaries, French text," in Clive Parry ed., op. cit., vol. 195, 1904, pp. 47-54.

³⁰ Tuck, 1995, op. cit., pp. 320-23.

³¹ Tom Marks, *The British Acquisition of Siamese Malaya (1896-1909)*, Bangkok: White Lotus, 1997, pp. 98-99.

³² David K. Wyatt, 1969, *The Politics of Reform in Thailand: Education in the Reign of King Chulalongkorn*, New Heaven: Yale University Press, pp. 50-61.

第二の危機は、バンコク王朝の周辺地域への支配権が英仏から挑戦を受けていたことである。すなわち、19世紀後半、インド、香港、ビルマ、マレー、ベトナムがすでに植民化されたか、植民地化の危機に直面し、その圧力がバンコク王朝圏の周辺にも及んでいた。これらの隣国の状況を良く知っていたチュラーロンコーン王は、英仏などの外国勢力の介入は、国内の政治的分裂や経済的な弱体さの結果として生じるということを良く認識していた³³。その危機感をチュラーロンコーン王は異母兄弟のダムロン親王に以下のように語っている。

「以前、我々の領土は我々と同じ勢力と制度をもった国々の領土と接していた。いまや西部から北西部にかけては、それらの国々はイギリスの手に落ち、東部から東北部にかけてはフランスの手に落ちた。我々の国は、以前の我々の隣国よりもずっと厳密な行政制度とより強大な力をもつ国々の間にある。我々はもはや隣国に対して無関心ではいられない。〔中略・・・引用者〕政府の力の拡張は、民衆の所得に対する課税に依存している。それゆえ、政治の強化と合理化、そして経済の発展は我が王国の最終目的である」³⁴。

3-2 チャクリー改革

第一のバンコク王朝内部の危機に対する対策として、バンコク王朝はチャクリー改革によって、チャクリー王朝の王族を中心にした権力を強化するために、西欧の植民地行政に習って官僚機構を機能的な制度にした。

本格的な行政改革は1892年に開始された。チュラーロンコーン王は行政組織の全面的な改革のために勅令を發布した。それにより、旧体制では北方省（クロム・マハータイ）、南方省（クロム・カラーホーム）、大蔵省（クロム・クラン）がそれぞれの支配地域と住民に対して有していた統治機能を新設の内務省に統一させた。さらに財務行政は各省庁の独立を認めず、財務省に統一された。また、軍事機能は国防省に一元化され、司法機能は司法省に一元化された³⁵。これらの改革の中で王権の強化にとりわけ重要なものは、財務省と内務省の新設であった。これによって、王国を分断支配する有力貴族の経済基盤を解体することが目指された。

バンコク王朝内では内務省新設後、直ちに地方行政が一元化されたわけではなく、旧制度の大臣が引退するのを待って、財務や軍事や統治という機能ごとの新機関に統合されていった³⁶。しかし、その後も財務省はうまく機能せず、各省は財務省に送るべき「政府歳入」を、省内の大臣や高官が自分の個人的部下とのパトロン・クライアント関係に基づいて、「勝手に」使うようになった³⁷。これは制度が近代的な官僚制度に基づく機能的制度に改められても、そこでの行動規範が人的なパトロン・クライアント関係に基づく点では変化がなかったことを意味する。

第二の周辺地域に対する危機に対して、バンコク王朝による中央集権化を進めた。19世紀中期からイギリスがチェンマイをめぐるバンコク王朝に求めていたことは、バンコク王朝による中央集権的な領域的支配であった。この要求は一方で、バンコク王朝の宗主権的な影響が及んでいた地域の英仏による植民地化と同時におこなわれていた。すなわち、イギリスは西部と南部か

³³ Girling, John L.S., 1981, *Thailand; Society and Politics*, Ithaca: Cornell University Press, p. 48.

³⁴ Tej Bunnag, 1977, *The Provincial Administration of Siam 1892-1915*, Bangkok: D.K. Book House, p. 92.

³⁵ Fred W. Riggs, 1966, *Thailand*, Honolulu: East-West Center Press, pp. 117-118.

³⁶ Tej, op.cit., pp. 93-94.

³⁷ Walter F. Vella, 1955, *The Impact of the West on Government in Thailand*, Berkeley: University of California Press, pp. 341-342.

らバンコク王朝の朝貢国を植民地支配しつつ、それ以外の地域のバンコクによる主権的支配を求めた。これは結果的には、大陸部東南アジア地域に主権国家の創設を求めることになった。それはバンコク王朝にとっては、地方に対する中央集権的な権力関係の構築であり、その制度化であった。

1892年以降にテーサピバーン体制が整備され始めた。テーサピバーン体制とは、バンコク王朝から派遣された官吏によって地方を支配しようというものである。その具体的政策は、いくつかの地方国や朝貢国をひとつの州（モントン）の下に統合し、そのモントンに中央政府から州知事（カールアン・テーサピバーン）を派遣し、地方国や朝貢国を統治しようというものであった。テーサピバーン体制を導入した当初は、地域によって間接統治と直接統治に分かれていた。バンコクの支配が歴史的に強かったバンコク周辺の地方国には州知事直属の県知事が置かれた。他方、北部や南部の世襲統治者がいて独立性の高い朝貢国は、間接統治の対象とされた³⁸。

これらの朝貢国と畿外地方国の独立性を奪うために、1897年には地方行政関係法が、1899年には地方行政規制法がそれぞれ制定された。このふたつの法律はオランダのジャワ統治とイギリスのビルマとマレーの統治の研究に基づいたものであった。これに先立ち、チュラーロンコーン国王は1871年にジャワを訪問し、オランダの植民地経営を見学し、その後、インドとマレーを訪問している。さらに1896年には国王はダムロン内務大臣とともに、再びジャワを訪問し自ら植民地経営を調査している³⁹。また、ルアン・テーサチヴィチャンは、イギリス統治下のビルマとマレーに地方行政の研究のために派遣され、1894年に内務大臣に報告書を提出している⁴⁰。

1899年の規制法の目的は、旧朝貢国や畿外地方国の国主の独立性を失わせることであった。それによれば、これらの統治者は世襲であってはならず、その統治者を任命するのはバンコクの国王のみであると決められた。国王の任命を受けた国主はバンコク王朝の執務に携わる家臣とみなされた。他方、1897年の関係法は、旧朝貢国や畿外地方国を郡に細分化することで、下から国主の権力基盤を解体することが目的とされた。

さらに各地の実情に合わせた対応の必要性から、地方ごとの個別の法律が1900年には北部に関して、1901年には東北部と南部のイスラーム地域に関してそれぞれ制定された。これにより、たとえば、北部ではチェンマイ駐在の北西州高等弁務官による監督が強化されるとともに、北西州を構成する各県に「土侯政府と六大臣制」を導入した。この制度は、県知事（旧国主）は自分の部下に授爵する際には高等弁務官の同意が必要となった。このことは旧国主の人事権を制限するものであり、旧国主の政治権力を削ぐ内容であった。財政面でも旧国主や地方貴族の経済力を弱体化させ、中央政府の歳入を増加させることが試みられた。北西州に新たに派遣された財務弁務官は、畿内のプライ（臣民）に対しておこなったように、農民への徭役を廃止し金納化を進めた⁴¹。これにより、北部の国主や貴族が住民から受けていた公私のサービスを受ける権利を失い、土着の伝統的な支配層と民衆との支配・被支配の構造を解体することになった。

他の地方でも同様な政策が実施されると、これに対する反発が顕在化した。地方の統合政策が実質的に強化され始めた1902年には、北部、東北部、南部で統合政策に対する抵抗運動が発

³⁸ Michael Vickery, 1970, "Thai Regional Elites and Reform of King Chulalongkorn," *The Journal of Asian Studies*, vol. XXIX, no. 4, p. 876.

³⁹ Tej, op.cit., p. 134.

⁴⁰ Vickery, op.cit., p. 875.

⁴¹ Tej, op.cit., p. 146-148.

生した。とくに北部と東北部でのそれは、土着権力層と民衆による比較的大規模なものであった⁴²。これに対し、バンコク王朝は軍を派遣して弾圧に成功したが、中央集権化政策を一時後退させることになった。その中央集権化が再度進展し最終段階に入るのは、1907年前後からである。すなわち、南部は1906年に、東北部は1907 - 8年に、そして北部は1907 - 15年にかけて最終的にテーサピバーン体制に統合された⁴³。

こうして、英仏の容認の下に、タイは近代国家たる主権国家の領域を確定していき、同時に不完全ながら地方勢力をバンコク王朝に統合することができた。チャクリー改革は、中央と地方のそれぞれの政治勢力をバンコク王朝が支配（中央集権化）すると同時に、その対内的な主権に対して外国の介入を排除することが目的であった。

4 日本の南進政策とタイのナショナリズム

日本が南進を開始し、大陸部東南アジアの英仏植民地体制が不安定になると、その植民地体制と不可分なかたちで形成されたタイ国家にも変化が見られた。その変化は、タイの国家エリートによる「失地回復」運動として展開された。

4-1 人民党と失地回復運動

王族には、フランスに対する不満はあったが、フランスへの返還要求をする動きはなかった。しかし、1932年の立憲革命によって、人民党が王族中心の政治に異議を唱えてクーデタを起こすと、動きが変わっていった。人民党は、タイの近代化の結果として新たな政治勢力として成長した国家官僚を中心にしていて、人民党は君主制に対し人民主体の政治を訴え、それにより自己の権力奪取を正当化した。人民党は王党派の巻き返しに抵抗しながら、支配の正当化として民族国家の建設という政治目標を前面に出していく。大タイ主義を背景にした失地回復運動は、そのナショナリズムを喚起する主要な政治運動となっていった。

1939年、深まる日英の対立のなか、タイは外交交渉による失地回復要求をする一方で、列強の対立には中立外交を堅持しようと努力した。1938年12月、人民党の武官派リーダーのピブーンが首相に就任すると、タイ政府の日本への接近が強くなった。1939年7月、閣議で、イギリスはもう頼りにできないからタイは日本を当てにするしかないと発言した⁴⁴。他方で、1939年9月、第二次世界大戦勃発時には、タイの中立を宣言している⁴⁵。

1939年8月、フランスがタイに相互不可侵条約締結を提案した。これをきっかけに、37年の不平等条約改正時以来途絶えていた国境交渉を再開した。この交渉において、タイは、メコン川中央線の国境化、ルアンパラバーン対岸とパクセ対岸のメコン川西岸地域のタイ領土への編入により、メコン川を国境とすることを要求した⁴⁶。

しかし、1940年6月、フランスがドイツと休戦し、日本軍の南進の動きが活発化すると、タイはこの列強各国の権力関係の変動を利用してフランスが植民地化したカンボジアとラオスの領

⁴² 石井米雄「タイにおける千年王国運動について」『東南アジア研究』第10巻第6号、356-362頁；Tej, op.cit., p.152.

⁴³ Ibid, p. 158.

⁴⁴ 外務省外交史料館（アジア歴史資料センター、以下、JACARと略）、外務省1939、昭和十四年執務報告（「タイ」関係）：14頁＝JACAR・Ref. B02130200000/0272画。

⁴⁵ タイ公文書館（以下、NATと略）。SR.0201.33/28.

⁴⁶ Kong Khoosanakaan ,1941, *Pratheet Thai- Ruang Kaandaidindeenkhun*(タイ国一失地回復問題資料集一)（以下、PTと略）p. 35; Direk Jayanama, 2008, *Thailand and World War II* (English text by Jane Keyes), Chiang Mai: Silkworm, p. 16.

有を訴えるようになった。タイは日本軍の仏印への侵攻を懸念し、ピブーン首相ばかりか、プリディー財務大臣やワンワイ王子（外務省顧問）といった親英派有力者も、仏印が崩壊した場合は、タイはフランスに奪われた領土を取り戻したいと主張した。1940年8月、ピブーン政権は列強各国に失地回復運動への理解と協力を求めた。これに対し、ドイツとイタリアは直ちに失地回復政策への支持を表明した。しかし、アメリカは支持せず、イギリスは理解を示すも、この問題でタイが日本に接近することに強く反対した。他方、日本はタイの失地回復を支持し、さらに、タイに関係強化を申し入れた。ピブーン首相は、日本側提案の経済関係、大使交換、文化協定には賛同するが、満州国承認問題については、反日運動を展開する国内華僑問題もあり、承認の方向で努力すると答えるに留まった⁴⁷。

一方、1940年8月20日の陸軍参謀本部での会議で、ピブーン首相と個人的にも親しい駐タイ田村武官は、タイ政府内には親日グループが存在するが、かれらは日本の南への拡大をかなり心配していること、そしてタイ人はインドシナの失地回復を望んでおり、この失地回復に日本が協力することが両国の軍事協力を実現する最善の方法であると報告している⁴⁸。

1940年9月、フランスに対してタイ政府は、メコン川中央線を国境にすることと、ルアンプラバーンの対岸とパクセの対岸をタイに返還することと、ラオスとカンボジアの主権に変化が生じたら、フランスはラオスとカンボジアをタイに返還することを確約する書簡をタイ政府は求めた。これはタイ政府がフランス政府にラオスとカンボジアの割譲を初めて公式に求めた文書であった⁴⁹。この要求に合わせて、ピブーン首相は記者会見をおこない、「いかなる国にとっても、ふたつの選択肢しかない。すなわち、それは大国（マハー・プラテート）になるか、あるいは奴隷国家になるかである」とタイの立場を訴えた⁵⁰。

同年9月、フランスのヴィシー政権は、メコン川中央線を国境とする問題以外は国境交渉の議題にしないと返答した。このフランス側の姿勢の硬化には、ヴィシー政権の植民地支配強化政策があった。

4-2 日本の北部仏印進駐と失地回復運動

フランスのドイツへの敗北とそれに続く日本の仏印への進駐が、タイ政府を失地回復運動に駆り立てた。1940年9月23日、日本軍はベトナム北部の軍事的占領を開始し、9月27日、日独伊三国同盟が調印された。これにより日本の国際政治上の立場が強まったと判断したピブーン首相は、9月28日、日本を頼りにする決意を固めた旨を伝えた。ピブーンが親英米派を押さえて日本の調停を受け入れた背景には、英米のタイに対する顕著な消極的姿勢があった。アメリカは40年後半から、タイは日本に利用されるだけであるから、失地回復運動を展開すべきではないという方針であった。そのため、アメリカはタイが支払い済みであった10機の戦闘機と爆撃機

⁴⁷ 外務省、1942年『昭和十五年度執務報告第三章「タイ国」第二節日「タイ」関係』134-6頁＝JACAR・Ref. B02130201500/0350-1 画。

⁴⁸ Edward Thadeus Flood, 1969, "The 1940 Franco-Thai Border Dispute and Phibun Songkhram's Commitment to Japan," *Journal of Southeast Asian History*, 10(September), p. 318; Edward Thadeus Flood, 1967, "Japan's Relations with Thailand: 1928-1941", Ph. D. dissertation, University of Washington, pp. 295-6; 防衛研修所戦史室 1968年『大本営陸軍部2』朝雲新聞社、117-8頁。

⁴⁹ PT, op.cit., p. 15.

⁵⁰ NAT, KT 73.5/5.

のタイ側への引渡しを拒否した⁵¹。アメリカの消極姿勢に対し、イギリスは何とかタイの支援を模索していたが、アメリカの協力なしでは不可能であった。

他方、英米はフランス支援にも消極的であった。イギリスはジブチからの部隊をインドシナに移動させようとするフランスの試みを阻止していた。また、アメリカはカリブ海のマルチニークに留め置かれた百機のフランスの戦闘機が、インドシナではなくヨーロッパに移送されドイツを利するのではないかという懸念から、それを出発させるのに同意を渋っていた⁵²。

タイ政府は、失地回復運動を展開しながら日本と英米の間で中立政策をとることの困難さを自覚していた。たとえば、1940年10月、閣議でピブーン首相は、「日英が戦争したら中立でいることは困難になるだろう。タイの金融はイギリスに押さえられているが、中国への米輸出などタイの貿易はアジアの制海権をもつ日本に押さえられている」と言うと、プリディー財務大臣は、「どちらを選ぶかという問題は、最終的にどちらが勝利するかだ。勝った方に我々はつく」と答えた⁵³。

他方、人民党政権には、列強の争いに巻き込まれる危険を冒してまでも失地回復運動を展開しなければならない事情があった。人民党政権とピブーン首相にとって失地回復運動の成否は、自己の政治生命を左右する問題になった。その大タイ主義のイデオログであるウィットは、その政府広報局長の立場を利用して、出版物やラジオ放送を通じて、「フランスはタイから元々タイの一部であったラオスとカンボジアを奪った」とか、「レームトーン（黄金半島）に住むラオス人もカンボジア人も皆タイ人であるからタイ国としてひとつになろう」という政治宣伝を繰り返していた。

4-3 タイ仏印戦争と東京講和条約

1940年10月以降、国境付近での互いの越境攻撃や飛行機での攻撃が散発的に発生するようになった。1941年1月、タイ湾のチャーン島付近に停泊していたタイの戦艦にフランスの戦艦と戦艦が攻撃を仕掛け、タイ海軍の主力艦である日本製の駆逐艦「トンプリー」を航海不能にし、魚雷艇二隻を撃沈させ、タイ側は多くの兵の犠牲者を出した⁵⁴。

タイはこの戦闘での敗北に大きく動揺し、フランスがさらにバンコクを攻撃してくることを恐れ、日本に仲裁を求めた。1月31日、日本の調停によりタイと仏印の停戦協定が調印された⁵⁵。その一方で、タイ政府はタイ海軍の大敗を国民には伝えず、タイ側の大勝利だと宣伝し、国民の

⁵¹ Judith A. Stowe, 1991, *Siam becomes Thailand: A Story of Intrigue*, Honolulu: University of Hawaii Press, p.155; Kobkua Suwannathat-pian, 1995, *Thailand's durable Premier: Phibun through three decades, 1932-1957*, New York: Oxford University Press, p. 259; U.S. Department of State, 1940, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, IV, Washington D. C., pp. 176-8, 187-8, 196, 199.

⁵² 立川京一、2000年『第二次世界大戦とフランス領インドシナ「日仏協力」の研究―』彩流社、121-4頁；Stowe, 1991, op.cit., p. 155; Amiral Decoux, 1949, *A la Barre de L'Indochine: Histoire de Mon Gouvernement Général (1940-1945)*, Paris: Librairie Plon, p. 136.

⁵³ NAT. SR.0201.33/28.

⁵⁴ Praphat Chanthawirat, 1990, "Phonrua Eek Aphai Siitakalin Pathibat Kaanrob thii Ko Chang: 17 Mokaraakhom 2484 (アパイ・シータカリン海軍大将のチャーン島での戦闘・1941年1月17日)" in *Anuson nai Gaanphraraachathan Phulungsof Phon Eek Aphai Siitakalin* (アパイ・シータカリン海軍大将の葬式本), Bangkok; E. Bruce Reynolds, 1994, *Thailand and Japan's Southern Advance 1940-1945*, London: Macmillan, p. 43; Flood, 1967, op.cit., pp. 403-4, 414.

⁵⁵ 秦郁彦、1988年「仏印進駐と軍の南進政策（1940～1941年）」日本国際政治学会編『太平洋戦争への道―開戦外交史―6 南方進出』朝日新聞社、258頁。

フランスとの交渉に対する期待を膨らませていた。

タイとフランスの和平交渉は、1941年2月から東京で始まった。タイ政府の交渉団長のワンワイ王子は、最初の会議の冒頭で、最も自然な国境としてアンナン山脈を新たな国境とし、その東を仏印領、西をタイ領とすることを要求した⁵⁶。ピブーンは親日派であり、ピブーンの権力の安定は失地回復にあり、したがって日本は南進政策のために失地回復に協力する必要があるという議論が繰り返された。

3月仮調印では、ルアンパラバーンの反対側のメコン川西岸、パクセの反対側のメコン川西岸に加え、バツタンバン、シソボン、北部カンボジア地域をタイ領土に編入することになった⁵⁷。この調停案に対し、タイ側の不満は大きかったが⁵⁸、ピブーンは失地回復を自己の権力強化に大いに利用した。ピブーンは交渉の妥結を祝って3月12日を休日にし、官吏の家にタイと日本の国旗の掲揚を求めた。さらに、戦勝記念塔の建設を決定し、兵士に勲章を与え昇進させた。また、ピブーン自身は元帥に昇格し、失地回復を成し遂げた「指導者、プーナム」として、国民の間での彼の地位は高まった⁵⁹。

日本政府は、タイ仏調停に先立ち、「対仏印、泰施策要綱」（1941年1月30日）を決定していた。そこでは、大東亜共栄圏建設の途上において、日本は自存自衛のために、仏印とタイに対し、軍事、政治、経済面での緊密な関係をつくるのが目的であることが決定された。領土紛争の調停を契機にし、日本の仏印とタイに対する指導的地位を確立することが目的とされた。さらに、タイとフランスの調停後の7月には、「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」が決められ、仏印とタイへの諸方策を完遂することで「南方進出」の体制を強化すること、その目的達成のためには対英米戦争も辞さないことが決定された⁶⁰。

調停後、タイは失地回復運動の幕引きと日本からの離反策を模索した。ピブーン首相はフランスに対しては友好関係を謳い、日本に対する警戒心を明確にすることで、英米からの支援を引き出そうとしていた。しかし、すでにその時機は逸していた。なぜなら、アメリカ政府はタイは親日であるという不信感をもっていたからである。

4-4 日本の侵攻と失地回復運動

1941年12月7日、日本軍は、タイ領内に侵入し、南タイなどでタイ軍と交戦した。日本はタイ政府に日本軍の平和的通過の合意を迫った。最終的には、タイは日本軍のタイ領内の平和的通過を認めるが、日本はタイの独立と主権と名誉を尊重することを内容とし、日本側の提案のなかに入っていたタイの失地回復運動への日本の協力の項目は、タイは失地が欲しくて日本に協力したと解釈されないようにするために削除することが決定された。日本側としてはアジア主義と大

⁵⁶ 外務省『タイ仏印国境紛争調停会議調書2』364-5, 375-8頁 = JACAR. Ref. B02031247500/0427-9画。

⁵⁷ 外務省『タイ仏印国境紛争調停会議調書5』479-81頁 = JACAR. Ref. B02031247800/0479-80画；秦、1988年、前掲書、258-9頁。

⁵⁸ 外務省『タイ仏印国境紛争調停会議調書6』550-65頁 = JACAR. Ref. B02031247900/0516-24画；Direk, 2008, op.cit., pp. 44ff, 356-72; PT, 1941, op.cit., pp. 248-63; Flood, 1967, op.cit., pp. 568-589; Reynolds, 1994, op.cit., pp. 49-50.

⁵⁹ Charivat Santaputra, 2000, *Thai Foreign Policy: 1932-1946*, Bangkok: Committees on the Project for the National Celebration on the Occasion of the Centennial Anniversary of Pridi Banomyong, Senior Statesman, pp. 191-192.

⁶⁰ 外務省『対タイフランス領インドシナ国策決定文書/1 仏印泰処理要綱』732-735, 781頁 = JACAR. Ref. B02032438600/0413-0415, 0441画。

タイ主義への協力をアピールしたかったが、タイはすでに半年前に自国の大タイ主義を凍結し、日本のアジア主義を拒否する姿勢を示していたのである。

12月10日、タイ日同盟締結を日本側から求められピブーン首相はこれに応じた。11日の閣議でピブーンは、「私は思うに逃げ場はない。我々がこのまま抵抗しようとするなら向こうは我々の武装解除をするだろう。そうしたら、戦えない。」とタイの立場の弱さを吐露している。また、50台の戦車しかないタイ軍が日本軍と戦っても勝ち目はなく名誉の戦死しかないから、日本との軍事協力を合意せざるを得なかったとも語った⁶¹。注目すべきは、この同盟条約のなかに、8日にはタイ側が拒否した失地回復への日本の協力が秘密了解事項として附帯されたことである。その第一条に、「日本国は『タイ』国の失地回復の要求の実現に協力すべし」と謳われた。

1942年1月25日、タイはイギリスとアメリカに対し宣戦布告した。しかし、日本軍の形勢が不利になり、日本のタイ政府からの借金が膨らむと、タイ政府と日本との関係は開戦当初ほど親密ではなくなった。そのため、1943年7月、日本はタイの協力を得るために「失地」を贈ることにした。訪タイした東條首相はピブーンと会談し、そこでビルマ側にあるシャンの二つの州とマレーの四つの州のタイへの割譲を表明した⁶²。東條首相は8月、この問題に関する枢密院審査委員会で、タイは失地回復の希望が強く、同盟条約の秘密了解条項で約束した通り、それへの協力はタイと日本の関係強化に効果的であると述べている⁶³。しかし、その効果はなくピブーンは44年に失脚し、摂政であったプリディーが影響力をもち、連合国と連絡をとりながら自由タイ運動という抗日運動を展開していった。

日本の敗戦とともにタイは外交姿勢を大きく修正した。1945年8月16日、タイのプリディー摂政は、対英米宣戦布告は無効であるという平和宣言を発表した。そこで、日本から得たマレー四州と二つのシャン州は直ちにイギリスに返還するとしたが、41年5月にタイ仏講和条約でフランスから獲得した領土についての言及はなかった⁶⁴。

タイはフランスから譲渡された領土の返還には抵抗していた。すなわち、日本のアジア主義という枠の中で実現した大タイ主義であったが、タイは日本のアジア主義崩壊後も大タイ主義を維持しようとしたのである。しかし、フランスはヴィシー政権によってタイに譲渡された領土の全ての返還を求めた。

タイはその大タイ主義的な失地回復運動を日本の協力で実現しようとし、日本はアジア主義に基づく南進政策へのタイの協力を期待してそれに応じた。しかし、タイの失地回復運動の目的は、あくまで人民党とピブーン個人の権力の維持とタイの独立であり、そのためには失地回復と中立外交を絶妙に使い分けるといふことが必要であった。したがって、一定の失地回復を遂げたタイは日本から離れ英米に支援を求めた。しかし、それは当時の国際政治が許さなかった。

むすび

本論は、植民地化していないタイが植民地化を経験した諸国と類似する歴史的特徴をもつこと

⁶¹ O Phibuunsongkhraam, 1976, *Joomphon Poo Phibuunsongkhraam: lem4* (ピブーンソングラム元帥・第四巻), Bangkok, pp. 526-54.

⁶² NAT.(2)SR.0201.98.3/10.

⁶³ 外務省、1943『「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」間条約枢密院審査委員会議事録』unpaged= JACAR. Ref.B02032442900/0154 画。

⁶⁴ Thak Chaloeintarana ed., 1978, *Thai Politics: Extracts and Documents 1932-57*, The Social Science Association of Thailand, pp. 459-460.

を明らかにした。すなわち、英仏の圧力と支援の下、バンコク王朝は、ビルマやインドシナではイギリスやフランスによって実施された植民地経営を、自ら実行したという点である。19世紀中期まで、バンコク王朝はチェンマイ、ラーオ諸国、カンボジア、マレー諸国と朝貢関係を結び、ゆるやかな分権的な主従関係を構築していた。しかし、19世紀中期以降、英仏が大陸部東南アジアへの侵略を本格化させ、バンコク王朝が朝貢関係をもった周辺地域が植民地されるようになった。イギリスとフランスはバンコク王朝の朝貢国を植民地化する一方で、ともにバンコク王朝を植民地化することが相手側の強い反発を招くことから高いコストになると判断し、タイを両勢力の緩衝地帯として独立させることにした。とくにイギリスは経済的にはタイを支配していたが、タイがフランスに植民地化されるのを避けるために、バンコク王朝の中央集権化のための行政改革を支援した。バンコク王朝はイギリスやオランダの植民地経営をモデルにしなが、国家機構の近代化を図った。その過程で、バンコク王朝の王族や国家官僚は強化され、他方で画定した領域内部の地方勢力は徐々に排除されていった。また、それら支配層の経済基盤は、コメなどの輸出や華人労働者への課税に大きく依存する構造を構築していった。こうして、近代国家として形成されたタイ国家という領域内には、植民地経済と華人系労働者に依存する国家エリート層とそれとは関係の弱い地方社会とが乖離したまま共存する亀裂構造が形成されることになった。

さらに、英仏の植民地主義体制が日本の南進によって揺らぐと、タイの国家エリートは英仏植民地体制に挑戦した。すなわち、近代化の過程で権力を握った軍を中心とする国家エリートは、国家ナショナリズムの下に「失地回復」運動を展開した。この動きは主権国家としてのタイが英仏植民地体制の枠組みの中で形成された歴史的経緯からすれば、タイ国家の枠組みがその国際環境の変化と連動するという意味で必然的でもあった。しかし、その試みは日本の南進という新国際秩序の中で部分的に実現したが、日本の敗北とともに失敗に終わった。

政治がエリートだけに限定されていた時代が終わり、全国の大衆が政治に参加するようになると、この歴史的に形成された国内社会の亀裂が政治に反映されるようになる。今日のタイの政治状況はまさにこの歴史的プロセスにあるといえる。異質で不平等な社会を統合する制度とアイデンティティがまだ欠如した状況において大衆が政治に参加すると、政治は不安定化し中期的には権威主義的な傾向をもつであろう。